

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月15日
【中間会計期間】	第16期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 片倉 洋
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
【電話番号】	03(3352)2271（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 田原 宏和
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社八千代銀行大和支店 （神奈川県大和市大和南一丁目4番4号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度
		中間連結会計期間	中間連結会計期間	中間連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	23,832	24,587	23,867	47,734	48,919
連結経常利益	百万円	4,291	4,389	5,543	5,418	12,762
連結中間純利益	百万円	3,963	3,434	4,656		
連結当期純利益	百万円				4,931	8,169
連結純資産額	百万円	93,179	95,987	92,543	95,639	99,796
連結総資産額	百万円	1,988,202	1,993,627	2,000,795	1,997,708	1,983,821
1株当たり純資産額	円	511,717.65	537,239.23	568,921.18	530,296.56	567,705.38
1株当たり中間純利益	円	34,847.96	30,240.50	7,796.89		
1株当たり当期純利益	円				39,890.88	68,472.78
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	21,205.54	19,125.90	7,110.05		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円				26,386.68	45,503.08
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.93	9.36	9.37	9.00	9.78
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	63,436	7,964	25,144	68,716	23,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	43,915	1,081	13,591	59,890	612
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	775	783	6,723	820	825
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	96,426	91,797	89,125		
現金及び現金同等物の期末残高	百万円				85,693	107,401
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,833 [405]	1,811 [447]	1,771 [433]	1,776 [417]	1,729 [437]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
- 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出してしております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	23,552	24,363	23,409	47,308	48,500
経常利益	百万円	4,157	4,185	5,132	4,991	12,663
中間純利益	百万円	3,832	3,312	4,626		
当期純利益	百万円				4,596	8,236
資本金	百万円	28,812	28,812	37,812	28,812	28,812
発行済株式総数	株	150,323.91	150,323.91	145,615.91	150,323.91	150,323.91
純資産額	百万円	93,093	95,573	92,255	95,349	99,571
総資産額	百万円	1,987,968	1,992,930	2,001,294	1,997,085	1,984,215
預金残高	百万円	1,860,818	1,864,362	1,870,935	1,870,584	1,854,213
貸出金残高	百万円	1,347,157	1,351,181	1,385,525	1,344,430	1,335,873
有価証券残高	百万円	408,299	429,894	415,221	429,009	427,609
1株当たり配当額	円				普通株式 3,000.00 第一回優先株式 11,300.00	普通株式 4,000.00 第一回優先株式 11,300.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.93	9.32	9.34	8.97	9.76
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,718 [337]	1,680 [372]	1,675 [351]	1,657 [347]	1,627 [360]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数（人）	1,675 [351]	96 [82]	1,771 [433]

(注) 1. 従業員数は執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員612人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	1,675 [351]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員489人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、銀行労連八千代銀行従業員組合と称し、組合員数は133人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

政府は、平成18年7月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を決定し、「新たな挑戦の10年」における3つの課題として「成長力・競争力強化」「財政健全化」「安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現」を目指す姿勢を打ち出しました。こうした政府の方針と相まって、足元の景気は内需主導で順調に推移し、特に、構造調整に取り組んできた企業部門においては、過剰であった債務、設備、雇用等の調整が進んだことから、収益の回復基調が鮮明となっております。現下の経済環境は、原油等国際商品価格の高止まりや米国景気の減速が懸念される等、不安要因も散見される状況にありますが、設備投資の増加、雇用情勢の改善、個人消費の緩やかな増加等、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、穏やかな景気回復は当面続くものと見込まれます。

このような経済状況のもとで、当行は、平成18年度経営計画において、経営体質の更なる変革を図るため「特色あるビジネスモデルの確立」「経営管理能力の強化」を最重点施策に掲げ、確固たる経営基盤の拡充に努めてまいりました。

その結果、当企業集団の平成18年9月期の業績は以下のとおりとなりました。

銀行単体の損益につきましては、貸出金利息の減少（前中間会計期間比7億円減）や、預金利息の増加（同比2億円増）等のマイナス要因がある一方で、有価証券利息配当金の増加（同比4億円増）や、与信費用の減少（同比42億円減）等の影響が大きく、中間純利益は46億円（同比13億円増）となりました。

なお、連結上の損益につきましては、いずれの連結対象子会社も比較的小規模であることから、連結決算に与える影響は軽微であり、連結中間純利益は、銀行単体と同様に46億円を計上しております。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加する一方で、貸出金の増加が大きく影響し、251億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却を主因として、135億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権付社債及び株式の発行により229億円の収入があったものの、自己株式の買入消却の実施により287億円の支出が生じたこと等により、67億円の支出となりました。

以上により、現金及び現金同等物の当中間期末残高は、891億円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

全体で、資金運用収支は、18,164百万円、役務取引等収支は2,065百万円、その他業務収支は620百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	18,330	304	3	18,631
	当中間連結会計期間	17,828	339	3	18,164
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	18,919	427	16	9 19,331
	当中間連結会計期間	18,617	478	16	16 19,080
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	589	123	13	9 699
	当中間連結会計期間	789	139	12	16 915
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,610	65	6	1,670
	当中間連結会計期間	2,003	59	3	2,065
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,786	90	6	2,870
	当中間連結会計期間	3,303	82	210	3,175
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,175	24	-	1,200
	当中間連結会計期間	1,300	23	213	1,109
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,675	204	601	1,278
	当中間連結会計期間	1,184	52	616	620
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,232	204	1,122	1,315
	当中間連結会計期間	1,943	52	1,270	725
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	557	-	520	36
	当中間連結会計期間	758	-	653	105

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。以下の表においても同様であります。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は1,890,982百万円、受取利息は18,633百万円、利回りは1.96%となり、資金調達勘定の平均残高は1,853,344百万円、支払利息は789百万円、利回りは0.08%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は34,645百万円、受取利息は478百万円、利回りは2.75%となり、資金調達勘定の平均残高は34,722百万円、支払利息は155百万円、利回りは0.89%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(18,897) 1,872,230	(9) 18,928	2.01
	当中間連結会計期間	(27,459) 1,890,982	(16) 18,633	1.96
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,335,425	16,749	2.50
	当中間連結会計期間	1,359,276	16,070	2.35
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,099	1	0.28
	当中間連結会計期間	464	1	0.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	381,261	1,880	0.98
	当中間連結会計期間	407,502	2,263	1.10
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	95,278	9	0.02
	当中間連結会計期間	73,828	60	0.16
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	18,195	0	0.01
	当中間連結会計期間	11,009	10	0.18
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	15,648	137	1.74
	当中間連結会計期間	11,106	73	1.32

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,863,059	589	0.06
	当中間連結会計期間	1,853,344	789	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	1,860,093	509	0.05
	当中間連結会計期間	1,848,236	726	0.07
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	633	0	0.19
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	27	0	0.00
	当中間連結会計期間	5	0	0.19
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	3,292	27	1.66
	当中間連結会計期間	3,163	26	1.68

（注）1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内（連結）子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

3．（ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4．連結会社間の取引を含めて表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間	31,486	427	2.71
	当中間連結会計期間	34,645	478	2.75
うち貸出金	前中間連結会計期間	489	12	5.24
	当中間連結会計期間	356	11	6.67
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	20,911	277	2.65
	当中間連結会計期間	26,995	326	2.41
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	6,735	112	3.33
	当中間連結会計期間	3,428	90	5.28
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(18,897) 31,571	(9) 132	0.83
	当中間連結会計期間	(27,459) 34,722	(16) 155	0.89
うち預金	前中間連結会計期間	12,667	118	1.86
	当中間連結会計期間	7,256	132	3.64
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

（注）（ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,884,819	1,927	1,882,892	19,347	16	19,331	2.04
	当中間連結会計期間	1,898,168	6,735	1,891,433	19,096	16	19,080	2.01
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,335,915	1,292	1,334,622	16,761	13	16,748	2.50
	当中間連結会計期間	1,359,633	1,163	1,358,469	16,082	11	16,070	2.35
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,099	-	1,099	1	-	1	0.28
	当中間連結会計期間	464	-	464	1	-	1	0.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	402,173	46	402,127	2,158	3	2,155	1.06
	当中間連結会計期間	434,497	896	433,601	2,589	3	2,586	1.18
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	102,014	-	102,014	122	-	122	0.23
	当中間連結会計期間	77,257	-	77,257	151	-	151	0.39
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	18,195	-	18,195	0	-	0	0.01
	当中間連結会計期間	11,009	-	11,009	10	-	10	0.18
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	15,648	589	15,059	137	0	136	1.81
	当中間連結会計期間	11,106	4,675	6,430	73	1	72	2.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,875,733	1,923	1,873,810	713	13	699	0.07
	当中間連結会計期間	1,860,607	5,839	1,854,768	928	12	915	0.09
うち預金	前中間連結会計期間	1,872,760	630	1,872,129	627	0	627	0.06
	当中間連結会計期間	1,855,492	4,675	1,850,816	859	1	857	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	633	-	633	0	-	0	0.19
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	27	-	27	0	-	0	0.00
	当中間連結会計期間	5	-	5	0	-	0	0.19
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	3,292	1,292	2,000	27	13	13	1.38
	当中間連結会計期間	3,163	1,163	2,000	26	11	14	1.49

（注） 連結会社間の取引については、全額消去しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

全体の役務取引等収益は3,175百万円となり、役務取引等費用は1,109百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,786	90	6	2,870
	当中間連結会計期間	3,303	82	210	3,175
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	847	-	0	847
	当中間連結会計期間	830	-	5	825
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,167	90	5	1,251
	当中間連結会計期間	1,207	73	0	1,280
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	24	-	-	24
	当中間連結会計期間	19	-	-	19
うち代理業務	前中間連結会計期間	58	-	-	58
	当中間連結会計期間	78	-	-	78
うち保護預り ・貸し金庫業務	前中間連結会計期間	179	-	-	179
	当中間連結会計期間	184	-	-	184
うち保証業務	前中間連結会計期間	12	-	-	12
	当中間連結会計期間	415	-	205	210
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,175	24	-	1,200
	当中間連結会計期間	1,300	23	213	1,109
うち為替業務	前中間連結会計期間	237	24	-	261
	当中間連結会計期間	263	23	-	286

(注) 連結会社間の取引については、全額消去しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,853,795	10,566	586	1,863,775
	当中間連結会計期間	1,863,852	7,083	4,755	1,866,180
うち流動性預金	前中間連結会計期間	770,386	-	252	770,133
	当中間連結会計期間	842,465	-	1,232	841,233
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,067,618	-	333	1,067,285
	当中間連結会計期間	1,005,815	-	3,523	1,002,292
うちその他	前中間連結会計期間	15,790	10,566	-	26,357
	当中間連結会計期間	15,571	7,083	-	22,654
譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,000	-	-	2,000
総合計	前中間連結会計期間	1,853,795	10,566	586	1,863,775
	当中間連結会計期間	1,865,852	7,083	4,755	1,868,180

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,350,726	100.00	1,386,869	100.00
製造業	92,869	6.87	93,907	6.77
農業	671	0.05	81	0.00
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	0	0.00	0	0.00
建設業	75,422	5.58	76,005	5.48
電気・ガス・熱供給・水道業	1,293	0.10	2,287	0.16
情報通信業	10,783	0.80	11,940	0.86
運輸業	19,180	1.42	14,369	1.04
卸売・小売業	89,993	6.66	89,032	6.42
金融・保険業	114,980	8.51	113,745	8.20
不動産業	416,381	30.83	467,749	33.73
各種サービス業	116,247	8.61	126,198	9.10
地方公共団体	7,655	0.57	8,405	0.61
その他	405,240	30.00	383,151	27.63
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,350,726		1,386,869	

外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	262,225	-	-	262,225
	当中間連結会計期間	266,169	-	-	266,169
地方債	前中間連結会計期間	4,279	-	-	4,279
	当中間連結会計期間	2,616	-	-	2,616
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	104,440	-	-	104,440
	当中間連結会計期間	82,458	-	-	82,458
株式	前中間連結会計期間	17,084	-	41	17,043
	当中間連結会計期間	19,398	-	896	18,502
その他の証券	前中間連結会計期間	20,225	21,652	-	41,877
	当中間連結会計期間	17,937	26,724	-	44,662
合計	前中間連結会計期間	408,255	21,652	41	429,866
	当中間連結会計期間	388,581	26,724	896	414,410

(注) 1. 「その他の証券」には外国証券を含んでおります。なお、円建の外国証券については、国際業務部門に含めて記載しております。

2. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	21,413	20,219	1,194
経費(除く臨時処理分)	13,802	14,390	588
人件費	7,536	7,707	171
物件費	5,443	5,760	317
税金	822	922	100
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		5,828	
のれん償却額		-	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,611	5,828	1,783
一般貸倒引当金繰入額	2,788	-	2,788
業務純益	4,823	5,828	1,005
うち債券関係損益	913	479	434
臨時損益	636	695	59
株式関係損益	456	180	636
不良債権処理損失	1,329	792	537
貸出金償却	1,981	766	1,215
個別貸倒引当金繰入額	652	-	652
その他臨時損益	236	277	41
経常利益	4,185	5,132	947
特別損益	315	2,374	2,059
うち固定資産処分損益	30	397	427
税引前中間純利益	4,501	7,507	3,006
法人税、住民税及び事業税	23	1,448	1,471
法人税等調整額	1,212	1,431	219
中間純利益	3,312	4,626	1,314

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	2.01	1.96	0.05
（イ）貸出金利回	2.49	2.34	0.15
（ロ）有価証券利回	0.98	1.10	0.12
(2) 資金調達原価	1.52	1.61	0.09
（イ）預金等利回	0.05	0.07	0.02
（ロ）外部負債利回	1.36	1.48	0.12
(3) 総資金利鞘	-	0.49	0.35

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）		17.68	
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	25.17	17.68	7.49
業務純益ベース	15.95	17.68	1.73
中間純利益ベース	10.95	14.04	3.09

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（末残）	1,864,362	1,870,935	6,573
預金（平残）	1,872,760	1,855,492	17,268
貸出金（末残）	1,351,181	1,385,525	34,344
貸出金（平残）	1,335,063	1,357,012	21,949

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	1,528,267	1,510,415	17,852
法人	310,816	344,963	34,147
その他	25,278	15,555	9,723
合計	1,864,362	1,870,935	6,573

（注） 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	301,526	291,002	10,524
住宅ローン残高	279,158	270,846	8,312
その他ローン残高	22,368	20,156	2,212

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,220,279	1,222,214	1,935
総貸出金残高	百万円	1,351,181	1,385,525	34,344
中小企業等貸出金比率	/ %	90.31	88.21	2.10
中小企業等貸出先件数	件	89,485	84,127	5,358
総貸出先件数	件	89,590	84,256	5,334
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.88	99.84	0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	2	3	10	83
信用状	133	980	96	539
保証	2,096	10,432	1,717	8,844
計	2,231	11,417	1,823	9,466

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	28,812	37,812
	うち非累積的永久優先株	17,500	12,500
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	25,501	27,000
	利益剰余金	37,066	24,895
	自己株式()	767	850
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子会社の少数株主持分	21	33
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	11
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	-	88,880
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
	計 (A)	90,633	88,880
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	

項目		平成17年 9月30日	平成18年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,270	1,850
	一般貸倒引当金	11,770	11,234
	負債性資本調達手段等	1,200	5,800
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	1,200	5,800
	計	15,240	18,885
	うち自己資本への算入額 (B)	10,192	14,509
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	549
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	100,775	102,840
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,065,774	1,089,037
	オフ・バランス取引項目	9,794	8,340
	計 (E)	1,075,568	1,097,378
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		9.36	9.37

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	28,812	37,812
	うち非累積的永久優先株	17,500	12,500
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	25,500	27,000
	その他資本剰余金	0	-
	利益準備金	3,447	3,447
	その他利益剰余金		21,193
	任意積立金	28,751	
	中間未処分利益	4,454	
	その他	-	-
	自己株式（ ）	767	850
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）		-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権		-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）		-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）		88,604
	繰延税金資産の控除金額（ ）		-
計（A）	90,198	88,604	
うちステップ・アップ金利条項付の優先 出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,270	1,850
	一般貸倒引当金	11,934	10,652
	負債性資本調達手段等	1,200	5,800
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	1,200	5,800
	計	15,404	18,303
	うち自己資本への算入額（B）	10,192	14,509
控除項目	控除項目（注4）（C）	50	549
自己資本額	(A) + (B) - (C)（D）	100,341	102,563

項目		平成17年 9月30日	平成18年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,065,544	1,089,012
	オフ・バランス取引項目	10,059	8,340
	計 (E)	1,075,604	1,097,353
単体自己資本比率（国内基準）= D / E × 100（%）		9.32	9.34

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3．要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年 9月30日	平成18年 9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	169	106
危険債権	755	639
要管理債権	239	168
正常債権	12,527	13,098

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

平成18年度は、景気回復がより鮮明になると共に、首都圏のリテール分野において大手行の攻勢が一段と激しさを増しております。

こうした状況下において、当行の喫緊の課題は、地域社会からの信頼に加え、市場での評価を高めることにあります。そのためにも、より安定的な収益基盤の構築が必要であると考えております。この課題に対応するため、融資先数の増大等更なる顧客基盤の強化に努めると共に、貸出金ポートフォリオの改善や開示債権比率の縮減による質の伴った貸出資産の積上げをより強力に推進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (m^2)	建物延面積 (m^2)	完了年月
当行	-	相模大野支店	神奈川県 相模原市	新設	仮店舗		429.65	平成18年4月
当行	-	烏山支店	東京都 世田谷区	新設	仮店舗		1,297.29	平成18年5月
当行	-	青山通支店	東京都 渋谷区	新設	支店店舗		567.32	平成18年9月

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	土地	建物	動産	合計	従業員 数(人)	
						面積 (m^2)	帳簿価額(百万円)				
当行	-	相模大野支店	神奈川県 相模原市	移転	支店店舗	595.10	532	0	0	532	33
当行	-	烏山支店	東京都 世田谷区	移転	支店店舗	734.80	492	24	11	527	36
当行	-	青山通支店	東京都 港区	移転	仮店舗				2	2	20

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	392,000
第 種優先株式	38,000
第 種優先株式	20,000
計	450,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月15日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	120,615.91	同 左	-	-
第 種優先株式	10,000.00	同 左	-	(注1)
第 種優先株式	15,000.00	同 左	-	(注2)
計	145,615.91	同 左		

(注)1. 第 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当行は、期末配当を支払うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)または第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき、事業年度毎11,300円を、配当金として金銭により支払う。

但し、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行なわない。

(2) 優先中間配当金

当行は中間配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき5,650円を、配当金として金銭により支払う。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき100万円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記100万円のほか、残余財産の分配は行なわない。

(4) 第 種優先株主の議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(5) 株式の併合または分割等

当行は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割は行なわない。

当行は、第 種優先株主に対しては、募集株式または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 取得請求権

第 種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当行に対し、当該決議で定める条件によって、第 種優先株式を取得すると引換えに、当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得の条件として、取得価額の下限を267,750円とする。

(7) 取得条項

当行は、取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に取得の請求のなかった第 種優先株式を取得すると引換えに、当該第 種優先株式1株の払込金額相当額を一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

一定の金額とは、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式が証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値、また、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式が証券取引所に上場されていない場合は、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の事業年度末日または中間事業年度末日において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

普通株式数の算出に当たって1株の百分の1未満の端数が生じたときは、会社法に定める方法によりこれを取り扱う。

一斉取得の条件として、取得価額の下限を267,750円とする。

2. 第 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当行は、期末配当を支払うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき、事業年度毎30,000円を、配当金として金銭により支払う。

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行なわない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。）を超えない部分の剰余金の配当、当行がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2) 優先中間配当金

当行は、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、中間配当を行なわない。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき100万円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記100万円のほか、残余財産の分配は行なわない。

(4) 第 種優先株主の議決権

第 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。

(5) 募集株式等の割当てを受ける権利

当行は、第 種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 取得請求権

第 種優先株主は、平成28年9月29日までの間、第 種優先株式の発行に際して取締役会で定める取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当行が第 種優先株式を取得するのと引換えに、当該第 種優先株式の払込金額を、当該第 種優先株式の時価を基準に当該決議で決する額（以下、「取得価額」という。）で除した数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得の条件として、取得価額の下限を当初取得価額の70%の範囲内で第 種優先株式の発行に際して取締役会で定める額とする（以下、「下限取得価額」という。）。

(7) 取得条項

当行は、取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に取得の請求のなかった第 種優先株式を取得するのと引換えに、第 種優先株式1株の払込金額相当額を以下のa.またはb.に定める一定の金額（以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、一斉取得価額が一斉取得日直前の取得価額を上回る場合には、一斉取得価額は一斉取得日直前の取得価額とし、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には、一斉取得価額は下限取得価額とする。

a. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先配当金の支払等における優先株式間の順位

第 種優先株式及び第 種優先株式間の優先配当金及び残余財産の分配の順位は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成18年6月29日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,354 (注)1	同 左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	534,494.19 (注)2	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月31日 至 平成28年9月29日 (注)3	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格534,494.19 資本組入額267,248 (注)4	同 左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。	同 左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。	同 左
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000	5,000

(注)1. 本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当行が当行普通株式を新たに発行し、又は、当行の有する当行普通株式を処分(以下当行普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を(注)2.第1項第(2)号記載の転換価額(但し、(注)2.第2項又は3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、当中間会計期間末(平成18年9月30日)現在における新株予約権の目的となる株式の数は、当初転換価額((注)2.1(2)参照)に基づき算定している。

(注)2. 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額ならびに出資の目的とされる財産の内容および価額

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる当行普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は、当初534,494.19円とする。なお、転換価額は本欄第2項又は第3項によって修正または調整されることがある。

2 転換価額の修正

平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日現在の時価に修正される。

「転換価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額とする。転換価額および株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下a.又はb.における45取引日の間に、本欄第3項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、「転換価額修正日現在の時価」は本欄第3項に準じて調整される。

a. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及び場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。

b. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

3 転換価額の調整

(1) 本新株予約権付社債発行後、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額(下限転換価額を含む。)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

本項第(4)号に従い算出される時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合(但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利または当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券もしくは権利または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降又はその発行日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、転換価額は当行の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により転換価額(下限転換価額を含む。))の調整を必要とするとき。

その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

- (4) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に本項第(1)号又は第(2)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本項第(1)号又は第(2)号に準じて調整される。
- a. 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。
- b. 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。
- (5) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。
- 4 本欄第2項又は第3項により転換価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本欄第3項(4)b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注)3. 本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日(但し、当行が本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、当行が取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当行が本社債を消却した時)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(注)4. 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注)1.に記載の交付株式数で除した額とする。

- 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により当行普通株式を発行する場合には、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。

(注)5. 当行が本社債を繰上償還する場合または買入消却する場合、それぞれ償還日または消却する日以後当該本新株予約権を行使することはできない。各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年8月1日 (注1)	15,000	165,323.91	7,500,000	36,312,574	7,500,000	33,000,529
平成18年8月1日 (注2)	25,000	140,323.91		36,312,574		33,000,529
平成18年8月1日 (注3)		140,323.91		36,312,574	7,500,000	25,500,529
平成18年9月11日 (注4)	5,292	145,615.91	1,500,282	37,812,856	1,500,282	27,000,811

- (注)1. 有償、第三者割当による優先株式の発行
 発行株式数 15,000株 発行価格 1,000,000円 資本組入額 500,000円
2. 第 種優先株式35,000株のうち、25,000株を買入消却
3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
4. 有償、第三者割当による普通株式の発行
 発行株式数 5,292株 発行価格 567,000円 資本組入額 283,500円

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,292	4.38
八千代銀行従業員持株会	東京都新宿区新宿五丁目9番2号	3,005	2.49
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	1,600	1.32
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋一丁目18番6号	1,520	1.26
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,500	1.24
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	1,320	1.09
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木二丁目3番11号	1,050	0.87
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	950	0.78
株式会社もみじ銀行	広島県広島市中区胡町1番24号	920	0.76
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	877	0.72
計		18,034	14.95

第 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	10,000	100.00
計		10,000	100.00

第 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	15,000	100.00
計		15,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	25,000		注. 第 種優先株式 第 種優先株式
議決権制限株式(自己株式等)	-		-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,953		-
完全議決権株式(その他)	普通株式 109,380	109,380	-
端株	普通株式 9,282.91		-
発行済株式総数	145,615.91		
総株主の議決権		109,380	

(注) 第 種並びに第 種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社八千代銀行	新宿区新宿五丁目9番 2号	1,953	-	1,953	1.61
計		1,953	-	1,953	1.61

2 【株価の推移】

非上場のため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。
4. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表については、中央青山監査法人の監査証明を受け、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表については、あらた監査法人の監査証明を受けております。
なお、当行の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	中央青山監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	あらた監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		98,780	4.95	95,798	4.79	114,227	5.76
コールローン及び買入手形		66,332	3.33	62,667	3.13	62,400	3.14
買入金銭債権		1,409	0.07	61	0.00	359	0.02
商品有価証券		1,190	0.06	329	0.02	606	0.03
金銭の信託		920	0.05	932	0.05	935	0.05
有価証券	7	429,866	21.56	414,410	20.71	426,801	21.51
貸出金	1、 2、3、 4、5、 6、7、 8	1,350,726	67.75	1,386,869	69.32	1,337,442	67.42
外国為替	6	2,497	0.13	3,681	0.19	3,603	0.18
その他資産	7、9	11,672	0.59	11,261	0.56	10,663	0.54
動産不動産	7、 10、 11、12	28,203	1.42			28,237	1.42
有形固定資産	10、 11、12			24,808	1.24		
無形固定資産				1,067	0.05		
繰延税金資産		20,424	1.02	16,267	0.81	18,077	0.91
連結調整勘定			-			12	0.00
支払承諾見返		11,417	0.57	9,466	0.47	9,673	0.49
貸倒引当金		29,812	1.50	26,827	1.34	29,220	1.47
資産の部合計		1,993,627	100.00	2,000,795	100.00	1,983,821	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,863,775	93.49	1,866,180	93.27	1,849,618	93.24
譲渡性預金		-	-	2,000	0.10	-	-
借入金	13	2,000	0.10	2,000	0.10	2,000	0.10
外国為替		2	0.00	1	0.00	3	0.00
新株予約権付社債	14	-	-	5,000	0.25	-	-
その他負債	7	4,816	0.24	8,829	0.44	7,437	0.38
賞与引当金		881	0.04	1,016	0.05	865	0.04
退職給付引当金		10,349	0.52	10,047	0.50	10,379	0.52
持分法適用に伴う負債		286	0.01	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	10	4,090	0.21	3,710	0.19	4,014	0.20
支払承諾		11,417	0.57	9,466	0.48	9,673	0.49
負債の部合計		1,897,619	95.18	1,908,252	95.38	1,883,993	94.97
(少数株主持分)							
少数株主持分		21	0.00			32	0.00
(資本の部)							
資本金		28,812	1.45			28,812	1.45
資本剰余金		25,501	1.28			25,501	1.29
利益剰余金		37,066	1.86			41,911	2.11
土地再評価差額金	10	954	0.05			845	0.04
その他有価証券評価差額金		4,420	0.22			3,536	0.18
自己株式		767	0.04			810	0.04
資本の部合計		95,987	4.82			99,796	5.03
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,993,627	100.00			1,983,821	100.00
(純資産の部)							
資本金				37,812	1.89		
資本剰余金				27,000	1.35		
利益剰余金				24,895	1.24		
自己株式				850	0.04		
株主資本合計				88,858	4.44		
その他有価証券評価差額金				3,260	0.16		
繰延ヘッジ損益				11	0.00		
土地再評価差額金	10			401	0.02		
評価・換算差額等合計				3,650	0.18		
少数株主持分				33	0.00		
純資産の部合計				92,543	4.62		
負債及び純資産の部合計				2,000,795	100.00		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		24,587	100.00	23,867	100.00	48,919	100.00
資金運用収益		19,331		19,080		39,040	
(うち貸出金利息)		(16,748)		(16,070)		(33,262)	
(うち有価証券利息配当 金)		(2,157)		(2,587)		(4,998)	
役務取引等収益		2,870		3,175		5,780	
その他業務収益		1,315		725		1,803	
その他経常収益		1,070		887		2,295	
経常費用		20,197	82.15	18,324	76.78	36,157	73.91
資金調達費用		699		915		1,322	
(うち預金利息)		(627)		(857)		(1,192)	
役務取引等費用		1,200		1,109		2,545	
その他業務費用		36		105		180	
営業経費		13,986		14,551		27,850	
その他経常費用	1	4,274		1,642		4,258	
経常利益		4,389	17.85	5,543	23.22	12,762	26.09
特別利益	2	1,309	5.32	2,310	9.68	2,194	4.48
動産不動産処分益						0	
固定資産処分益				507			
貸倒引当金戻入益				754		-	
償却債権取立益				1,048		2,194	
特別損失	3、4	986	4.01	110	0.46	1,275	2.61
動産不動産処分損						156	
固定資産処分損				110			
減損損失	4			-		1,118	
税金等調整前中間(当期)純 利益		4,713	19.17	7,743	32.44	13,681	27.96
法人税、住民税及び事業税	5	3	0.01	1,642	6.88	59	0.12
法人税等調整額		1,279	5.20	1,443	6.05	5,447	11.13
少数株主利益		2	0.01	1	0.00	6	0.01
中間(当期)純利益		3,434	13.97	4,656	19.51	8,169	16.70

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		25,500	25,500
資本剰余金増加高		0	0
自己株式処分差益		0	0
資本剰余金減少高		-	-
資本剰余金中間期末(期末)残高		25,501	25,501
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		34,373	34,373
利益剰余金増加高		3,462	8,306
中間(当期)純利益		3,434	8,169
土地再評価差額金取崩による剰余金増加高		28	137
利益剰余金減少高		769	769
配当金		736	736
土地再評価差額金取崩による剰余金減少高		33	33
利益剰余金中間期末(期末)残高		37,066	41,911

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	28,812	25,501	41,911	810	95,414
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	9,000	9,000			18,000
剰余金の配当(注)			849		849
中間純利益			4,656		4,656
自己株式の取得				28,809	28,809
自己株式の処分		0		2	2
自己株式の消却		28,767		28,767	
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		21,266	21,266		
土地再評価差額金の取崩			443		443
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	9,000	1,499	17,015	39	6,555
平成18年9月30日残高 (百万円)	37,812	27,000	24,895	850	88,858

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,536		845	4,381	32	99,828
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						18,000
剰余金の配当(注)						849
中間純利益						4,656
自己株式の取得						28,809
自己株式の処分						2
自己株式の消却						
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替						
土地再評価差額金の取崩						443
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	276	11	443	730	1	729
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	276	11	443	730	1	7,285
平成18年9月30日残高 (百万円)	3,260	11	401	3,650	33	92,543

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		4,713	7,743	13,681
減価償却費		339	557	706
減損損失		956	-	1,118
のれん償却額			1	
持分法による投資損益()		14	-	26
貸倒引当金の増加額		4,718	2,393	8,021
賞与引当金の増加額		68	151	48
退職給付引当金の増加額		93	332	71
資金運用収益		19,331	19,080	39,040
資金調達費用		699	915	1,322
有価証券関係損益()		1,370	298	2,127
為替差損益()		209	26	307
動産不動産処分損益()		29		156
固定資産処分損益()			397	
貸出金の純増()減		6,720	49,427	8,379
預金の純増減()		6,216	16,561	16,364
譲渡性預金の純増減()		-	2,000	-
預け金(日銀預け金を除く)の純増 ()減		10,198	153	10,353
コールローン等の純増()減		1,684	31	6,666
商品有価証券の純増()減		105	276	478
金銭の信託の増()減		234	2	219
外国為替(資産)の純増()減		73	77	1,179
外国為替(負債)の純増減()		3	2	1
資金運用による収入		19,641	17,891	38,855
資金調達による支出		745	666	1,403
その他		9,086	1,584	9,758
小計		8,048	24,831	23,255
法人税等の支払額		83	312	117
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,964	25,144	23,138

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		411,527	130,077	531,890
有価証券の売却による収入		385,870	61,678	484,976
有価証券の償還による収入		24,957	80,880	47,975
動産不動産の取得による支出		426		1,099
有形固定資産の取得による支出			389	
動産不動産の売却による収入		44		69
有形固定資産の売却による収入			1,499	
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 取得による支出		-	-	643
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,081	13,591	612
財務活動によるキャッシュ・フロー				
新株予約権付社債の発行による収入		-	4,998	-
株式の発行による収入		-	17,933	-
配当金支払額		736	849	736
少数株主への配当金支払額		0	0	0
自己株式の取得による支出		48	28,809	92
自己株式の売却による収入		1	2	3
財務活動によるキャッシュ・フロー		783	6,723	825
現金及び現金同等物に係る換算差額		4	0	8
現金及び現金同等物の増加額		6,104	18,275	21,707
現金及び現金同等物の期首残高		85,693	107,401	85,693
新規連結に伴う現金及び現金同等物の 増加額	2	-	-	0
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	1	91,797	89,125	107,401

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 5社 会社名 株式会社八千代エージェンシー 八千代サービス株式会社 八千代ビジネスサービス株式会社 株式会社八千代データテレコム 株式会社八千代クレジットサービス</p>	<p>連結子会社 6社 会社名 株式会社八千代エージェンシー 八千代サービス株式会社 八千代ビジネスサービス株式会社 株式会社八千代データテレコム 株式会社八千代クレジットサービス 八千代信用保証株式会社</p>	<p>連結子会社 6社 会社名 株式会社八千代エージェンシー 八千代サービス株式会社 八千代ビジネスサービス株式会社 株式会社八千代データテレコム 株式会社八千代クレジットサービス 八千代信用保証株式会社 なお、八千代信用保証株式会社は、前連結会計年度は持分法適用の関連会社でありましたが、平成18年1月20日付で当行全額引受による第三者割当増資を行い子会社となりましたので、当連結会計年度より連結子会社としております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社 1社 会社名 八千代信用保証株式会社</p>	<p>該当ありません。</p>	<p>該当ありません。 なお、八千代信用保証株式会社は、連結の範囲に含まれたことに伴い、当連結会計年度より持分法適用の対象から除外しております。</p>
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産は、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産は、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は36,031百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は28,667百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は33,083百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見積額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(9) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同 左	(9) リース取引の処理方法 同 左
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。 なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は52百万円であります。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は-百万円であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。</p>	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左
	(11) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(11) 消費税等の会計処理 同 左	(11) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は870百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は92,520百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益は956百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで注記に記載していた特別利益及び特別損失の内訳は、明瞭性の観点から、当中間連結会計期間より主な内訳ごとに区分掲記しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,183百万円、延滞債権額は89,761百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は995百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,565百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,342百万円、延滞債権額は73,587百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は42百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,628百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,753百万円、延滞債権額は83,771百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は454百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,992百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																										
<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,506百万円であります。 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,219百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>1,254百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>24,432百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>3百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>4,730百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>215百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,716百万円を差し入れております。 なお、コミットメントライン契約(極度額20,000百万円、融資未実行残高同額)に係る担保として上記に掲げた貸出金を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は2,326百万円であります。</p>	有価証券	1,254百万円	貸出金	24,432百万円	その他資産	3百万円	預金	4,730百万円	その他負債	215百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は93,601百万円であります。 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,025百万円であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,560百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>1,306百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>7百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>1,383百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,462百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,150百万円であります。</p>	有価証券	1,306百万円	その他資産	7百万円	預金	1,383百万円	<p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は103,972百万円であります。 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,500百万円であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,715百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>1,308百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>397百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>5百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>4,434百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>82百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ取引、先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,403百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は2,408百万円であります。</p>	有価証券	1,308百万円	貸出金	397百万円	その他資産	5百万円	預金	4,434百万円	その他負債	82百万円
有価証券	1,254百万円																											
貸出金	24,432百万円																											
その他資産	3百万円																											
預金	4,730百万円																											
その他負債	215百万円																											
有価証券	1,306百万円																											
その他資産	7百万円																											
預金	1,383百万円																											
有価証券	1,308百万円																											
貸出金	397百万円																											
その他資産	5百万円																											
預金	4,434百万円																											
その他負債	82百万円																											

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、386,794百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,667百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は78百万円、繰延ヘッジ利益の総額は6百万円であります。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、371,757百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが43,580百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、375,285百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,761百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は35百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,995百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 18,276百万円</p> <p>13. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,448百万円</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,922百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 563百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,813百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 18,344百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 563百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>																																																	
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却 1,989百万円、貸倒引当金繰入額2,021百万円及び株式等償却107百万円を含んでおります。</p> <p>2. 特別利益は、償却債権取立益であります。</p> <p>3. 特別損失は、動産不動産処分損29百万円及び減損損失956百万円であります。</p> <p>4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により以下の営業用資産等について、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額956百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>稼働資産（東京都内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：営業店舗 9 か所 ・種類：建物・動産等 ・減損損失：352百万円 (うち建物：128百万円) (うち動産等：223百万円) <p>稼働資産（東京都外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：営業店舗 7 か所 ・種類：土地及び建物・動産等 ・減損損失：569百万円 (うち土地：175百万円) (うち建物：201百万円) (うち動産等：192百万円) <p>遊休資産（東京都外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：遊休土地 1 か所 ・種類：土地 ・減損損失：34百万円 <p>合計：956百万円 (うち土地：209百万円) (うち建物：330百万円) (うち動産等：415百万円)</p> <p>固定資産の減損処理にあたっては、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。遊休資産については、各々単独の資産グループとして取り扱っております。また、本部、集中センター、厚生施設等は、複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため、共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年 7月 3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込み額を控除する等により算定しております。</p> <p>5. 「法人税、住民税及び事業税」には、「未払法人税等」の取崩73百万円を含んで表示しております。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却 813百万円、株式等売却損 140百万円及び株式等償却 351百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他の経常費用は、貸出金償却 2,481百万円、株式等償却205百万円を含んでおります。</p> <p>4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により以下の営業用資産等について、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額 1,118百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="965 698 1385 1057"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">稼働資産</td> <td rowspan="3">東京都内</td> <td rowspan="3">営業店舗</td> <td>建物動産等</td> <td>352百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち建物</td> <td>128百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち動産等</td> <td>223百万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東京都外</td> <td rowspan="3">営業店舗</td> <td>土地及び建物動産等</td> <td>731百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地</td> <td>297百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物</td> <td>221百万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td rowspan="2">東京都外</td> <td rowspan="2">遊休土地</td> <td>(うち動産等</td> <td>211百万円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>1,118百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>(うち土地 332百万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>(うち建物 350百万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>(うち動産等 435百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産の減損処理にあたっては、管理会計上の最小区分である営業店単位等でグルーピングを行っております。遊休資産については、各々単独の資産グループとして取り扱っております。また、本部、集中センター、厚生施設等は、複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため、共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年 7月 3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込み額を控除する等により算定しております。</p> <p>5. 「法人税、住民税及び事業税」には、「未払法人税等」の取崩 73百万円を含んで表示しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	東京都内	営業店舗	建物動産等	352百万円	(うち建物	128百万円)	(うち動産等	223百万円)	東京都外	営業店舗	土地及び建物動産等	731百万円	(うち土地	297百万円)	(うち建物	221百万円)	遊休資産	東京都外	遊休土地	(うち動産等	211百万円)	土地	34百万円	合計				1,118百万円					(うち土地 332百万円)					(うち建物 350百万円)					(うち動産等 435百万円)
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																															
稼働資産	東京都内	営業店舗	建物動産等	352百万円																																															
			(うち建物	128百万円)																																															
			(うち動産等	223百万円)																																															
東京都外	営業店舗	土地及び建物動産等	731百万円																																																
		(うち土地	297百万円)																																																
		(うち建物	221百万円)																																																
遊休資産	東京都外	遊休土地	(うち動産等	211百万円)																																															
			土地	34百万円																																															
合計				1,118百万円																																															
				(うち土地 332百万円)																																															
				(うち建物 350百万円)																																															
				(うち動産等 435百万円)																																															

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	115,323.91	5,292.00	-	120,615.91	(注) 1
種類株式	35,000.00	15,000.00	25,000.00	25,000.00	(注) 2
合 計	150,323.91	20,292.00	25,000.00	145,615.91	
自己株式					
普通株式	1,883.25	74.99	4.80	1,953.44	
種類株式	-	25,000.00	25,000.00	-	(注) 3
合 計	1,883.25	25,074.99	25,004.80	1,953.44	

- (注) 1. 第三者割当増資による変動であります。
 2. 第 種優先株式の消却及び第 種優先株式の発行による変動であります。
 3. 第 種優先株式の取得及び当該株式の買入消却による変動であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年 6月29日 定時株主総会	普通株式	453	4,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月30日
	種類株式	395	11,300	平成18年 3月31日	平成18年 6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																										
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <p>平成17年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">98,780</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">6,350</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td style="text-align: right;">632</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">91,797</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	98,780	定期預け金	6,350	その他預け金	632	現金及び現金同等物	91,797	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">95,798</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td style="text-align: right;">673</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,125</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	95,798	定期預け金	6,000	その他預け金	673	現金及び現金同等物	89,125	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <p>平成18年3月31日現在</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">114,227</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">6,350</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td style="text-align: right;">476</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">107,401</td> </tr> </table> <p>2. 株式の取得により新たに連結子会社と なった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに八千代信用 保証株式会社を連結したことに伴う連 結開始時の資産及び負債の主な内訳並 びに八千代信用保証株式会社の取得価 額と八千代信用保証株式会社取得のた めの支出(純額)との関係は次のとおり であります。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,815</td> </tr> <tr> <td>貸出金以外の諸資産</td> <td style="text-align: right;">3,433</td> </tr> <tr> <td>諸負債</td> <td style="text-align: right;">4,911</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td>持分法による評価額</td> <td style="text-align: right;">306</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">八千代信用保証(株)株式 の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">644</td> </tr> <tr> <td>八千代信用保証(株)現金 及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引: 八千代信用保証 (株)取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">643</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	114,227	定期預け金	6,350	その他預け金	476	現金及び現金同等物	107,401	貸出金	1,815	貸出金以外の諸資産	3,433	諸負債	4,911	少数株主持分	9	持分法による評価額	306	連結調整勘定	9	八千代信用保証(株)株式 の取得価額	644	八千代信用保証(株)現金 及び現金同等物	0	差引: 八千代信用保証 (株)取得のための支出	643
現金預け金勘定	98,780																																											
定期預け金	6,350																																											
その他預け金	632																																											
現金及び現金同等物	91,797																																											
現金預け金勘定	95,798																																											
定期預け金	6,000																																											
その他預け金	673																																											
現金及び現金同等物	89,125																																											
現金預け金勘定	114,227																																											
定期預け金	6,350																																											
その他預け金	476																																											
現金及び現金同等物	107,401																																											
貸出金	1,815																																											
貸出金以外の諸資産	3,433																																											
諸負債	4,911																																											
少数株主持分	9																																											
持分法による評価額	306																																											
連結調整勘定	9																																											
八千代信用保証(株)株式 の取得価額	644																																											
八千代信用保証(株)現金 及び現金同等物	0																																											
差引: 八千代信用保証 (株)取得のための支出	643																																											

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>3,091百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>159百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,251百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,938百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>56百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,994百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>119百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>123百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,033百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>98百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,132百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>543百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>805百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,348百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高</p> <p>90百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額、及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>319百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>311百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>123百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	3,091百万円	その他	159百万円	合計	3,251百万円	動産	1,938百万円	その他	56百万円	合計	1,994百万円	動産	119百万円	その他	3百万円	合計	123百万円	動産	1,033百万円	その他	98百万円	合計	1,132百万円	1年内	543百万円	1年超	805百万円	合計	1,348百万円	支払リース料	319百万円	リース資産減損勘定の取崩額	32百万円	減価償却費相当額	311百万円	支払利息相当額	19百万円	減損損失	123百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,420百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>137百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,558百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,635百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>55百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,691百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>115百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>672百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>751百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>354百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>511百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>866百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高</p> <p>63百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>269百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>251百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	2,420百万円	その他	137百万円	合計	2,558百万円	動産	1,635百万円	その他	55百万円	合計	1,691百万円	動産	112百万円	その他	2百万円	合計	115百万円	動産	672百万円	その他	79百万円	合計	751百万円	1年内	354百万円	1年超	511百万円	合計	866百万円	支払リース料	269百万円	リース資産減損勘定の取崩額	18百万円	減価償却費相当額	251百万円	支払利息相当額	7百万円	減損損失	-百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>3,169百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>83百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,252百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,138百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,176百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>131百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>133百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>899百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>943百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>460百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>625百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,085百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定年度末残高</p> <p>82百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>594百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>524百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>133百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	3,169百万円	その他	83百万円	合計	3,252百万円	動産	2,138百万円	その他	37百万円	合計	2,176百万円	動産	131百万円	その他	2百万円	合計	133百万円	動産	899百万円	その他	43百万円	合計	943百万円	1年内	460百万円	1年超	625百万円	合計	1,085百万円	支払リース料	594百万円	リース資産減損勘定の取崩額	50百万円	減価償却費相当額	524百万円	支払利息相当額	37百万円	減損損失	133百万円
動産	3,091百万円																																																																																																																									
その他	159百万円																																																																																																																									
合計	3,251百万円																																																																																																																									
動産	1,938百万円																																																																																																																									
その他	56百万円																																																																																																																									
合計	1,994百万円																																																																																																																									
動産	119百万円																																																																																																																									
その他	3百万円																																																																																																																									
合計	123百万円																																																																																																																									
動産	1,033百万円																																																																																																																									
その他	98百万円																																																																																																																									
合計	1,132百万円																																																																																																																									
1年内	543百万円																																																																																																																									
1年超	805百万円																																																																																																																									
合計	1,348百万円																																																																																																																									
支払リース料	319百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	32百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	311百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	19百万円																																																																																																																									
減損損失	123百万円																																																																																																																									
動産	2,420百万円																																																																																																																									
その他	137百万円																																																																																																																									
合計	2,558百万円																																																																																																																									
動産	1,635百万円																																																																																																																									
その他	55百万円																																																																																																																									
合計	1,691百万円																																																																																																																									
動産	112百万円																																																																																																																									
その他	2百万円																																																																																																																									
合計	115百万円																																																																																																																									
動産	672百万円																																																																																																																									
その他	79百万円																																																																																																																									
合計	751百万円																																																																																																																									
1年内	354百万円																																																																																																																									
1年超	511百万円																																																																																																																									
合計	866百万円																																																																																																																									
支払リース料	269百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	18百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	251百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	7百万円																																																																																																																									
減損損失	-百万円																																																																																																																									
動産	3,169百万円																																																																																																																									
その他	83百万円																																																																																																																									
合計	3,252百万円																																																																																																																									
動産	2,138百万円																																																																																																																									
その他	37百万円																																																																																																																									
合計	2,176百万円																																																																																																																									
動産	131百万円																																																																																																																									
その他	2百万円																																																																																																																									
合計	133百万円																																																																																																																									
動産	899百万円																																																																																																																									
その他	43百万円																																																																																																																									
合計	943百万円																																																																																																																									
1年内	460百万円																																																																																																																									
1年超	625百万円																																																																																																																									
合計	1,085百万円																																																																																																																									
支払リース料	594百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	50百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	524百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	37百万円																																																																																																																									
減損損失	133百万円																																																																																																																									
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																																																																																																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	52,047	51,967	80	397	477
地方債	-	-	-	-	-
社債	4,775	4,649	125	9	135
その他	10,000	9,669	330	4	335
合計	66,822	66,285	536	411	947

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	9,399	14,791	5,391	5,572	180
債券	314,856	313,072	1,784	714	2,498
国債	212,459	210,177	2,281	107	2,389
地方債	4,258	4,279	20	25	5
社債	98,139	98,615	476	580	103
その他	30,444	31,877	1,432	2,025	593
合計	354,701	359,741	5,040	8,312	3,272

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	3,302
非上場株式	2,252
社債（私募債等）	1,050

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	61,009	60,482	526
社債	4,777	4,576	200
外国証券	15,000	14,373	626
合計	80,786	79,433	1,353

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価（償却原価） （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	9,781	16,667	6,885
債券	287,910	283,288	4,621
国債	209,386	205,160	4,225
地方債	2,629	2,616	12
社債	75,895	75,510	384
その他	27,884	28,013	129
合計	325,576	327,969	2,393

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄については時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	5,653
非上場株式（非公開株式）	1,834
社債（私募債等）	2,170
その他の証券（投資事業組合）	1,648

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	606	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	61,017	59,738	1,278	-	1,278
社債	4,776	4,461	315	-	315
外国証券	13,000	12,160	839	6	845
合計	78,793	76,360	2,433	6	2,439

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価（償却原価）（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	10,856	19,351	8,494	8,740	245
債券	299,166	291,589	7,576	124	7,701
国債	203,166	196,323	6,843	3	6,846
地方債	2,996	2,973	22	9	31
社債	93,003	92,292	711	112	823
その他	30,520	32,216	1,696	2,473	777
合計	340,543	343,158	2,614	11,338	8,724

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したもののについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落

した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	468,934	2,554	216

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	4,850
非上場株式（非公開株式）	1,946
社債（私募債等）	1,500
その他の証券（投資事業組合）	1,403

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	31,959	185,055	105,667	36,201
国債	6,002	118,598	97,537	35,201
地方債	597	2,277	99	-
社債	25,359	64,179	8,030	1,000
その他	3,174	7,697	17,309	18,438
合計	35,133	192,752	122,977	54,640

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	921	920	-	-	-

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上した
ものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	932	932	-

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上した
ものであります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	936	935	-	-	-

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上した
ものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,040
その他有価証券	5,040
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	620
その他有価証券評価差額金	4,420

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,457
その他有価証券	2,457
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	803
その他有価証券評価差額金	3,260

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,665
その他有価証券	2,665
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	871
その他有価証券評価差額金	3,536

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成17年9月30日現在)

金利関連取引については、すべてヘッジ会計が適用されているため記載を省略しております。

(2) 通貨関連取引 (平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	4,612	111	111
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		111	111

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成18年9月30日現在）

ヘッジ会計が適用されているため記載事項に該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	5,482	101	101
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		101	101

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行のデリバティブ取引は、基本的にリスクヘッジを目的としたものに限定しており、投機的な取引は行っておりません。具体的には、金利変動リスクを回避するため、固定金利貸出金に対する金利スワップ、キャップ付き貸出金に対する金利オプション取引、債券価格の変動によるリスクを軽減するための債券先物及びオプション取引であります。リスクヘッジの対象も、お客様に対する取引上のものと当行保有の現物債券の枠内で行っております。金利スワップ契約については、信用力の高い銀行との取引に限定しております。デリバティブが組み込まれた債券投資等についても元本保証を基本として、格付も高格付のものしか扱っておりません。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、その他のデリバティブ取引として、為替予約取引等を行っております。

リスク管理体制については、各デリバティブ取引に設けられている運用規則（残高規制、リスクコントロール規制等）に沿って日常業務を運営しております。また、実務者レベルの行員をメンバーとする「ALM部会」において、将来の金利見通しに基づくリスクヘッジの方針やデリバティブの諸リスクに関する現状把握とその対応策を協議し、関連各部の部長により構成されるリスク管理委員会（週一回開催）において更に検討を加え、その検討結果を踏まえた上で、リスク管理の適否が取締役と執行役員で構成される統合リスク管理会議により決定される仕組みとなっております。

なお、次の「2. 取引の時価等に関する事項」の各表における契約額や想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

ヘッジ会計が適用されているため記載事項に該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	7,935	-	30	30
	売建	6,135	-	33	33
	買建	1,799	-	3	3
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計			30	30

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価格等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	537,239.23	568,921.18	567,705.38
1株当たり中間(当期)純利益	円	30,240.50	7,796.89	68,472.78
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	19,125.90	7,110.05	45,503.08

(注)1. 1株当たり中間(当期)純利益、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益	円	30,240.50	7,796.89	68,472.78
中間(当期)純利益	百万円	3,434	4,656	8,169
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	3,767	395
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	-	395
うち配当優先株式に係る消去差額	百万円	-	3,767	-
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	3,434	888	7,773
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	113	113	113
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	19,125.90	7,110.05	45,503.08
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	10	395
うち新株予約権付社債利息(税額相当額控除後)	百万円	-	10	-
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	-	395
普通株式増加数	千株	66	12	66
うち優先株式	千株	66	9	66
うち新株予約権付社債	千株	-	3	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	第 種優先株式 (発行済株式数10千株)	-

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)		92,543	
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)		25,033	
(うち優先株式の発行価額総額)		25,000	
(うち少数株主持分)		33	
普通株式に係る中間期末 の純資産額(百万円)		67,509	
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 の普通株式の数(千株)		118	

2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は93円29銭減少しております。

(重要な後発事象)
該当ありません。

(2)【その他】
該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		98,733	4.95	95,740	4.78	114,177	5.75
コールローン		66,332	3.33	62,667	3.13	62,400	3.14
買入金銭債権		1,409	0.07	61	0.00	359	0.02
商品有価証券		1,190	0.06	329	0.02	606	0.03
金銭の信託		920	0.05	932	0.05	935	0.05
有価証券	1、8	429,894	21.57	415,221	20.75	427,609	21.55
貸出金	2、3、 4、5、 6、7、 8、9	1,351,181	67.80	1,385,525	69.23	1,335,873	67.33
外国為替	7	2,497	0.13	3,681	0.19	3,603	0.18
その他資産	8、10	10,621	0.53	10,040	0.50	9,503	0.48
動産不動産	8、11、 12、15	28,228	1.42			28,266	1.42
有形固定資産	11、 12、15			24,859	1.24		
無形固定資産				1,019	0.05		
繰延税金資産		20,524	1.03	16,033	0.80	17,831	0.90
支払承諾見返		11,417	0.57	9,466	0.47	9,673	0.49
貸倒引当金		30,021	1.51	23,891	1.19	26,240	1.32
投資損失引当金		-	-	392	0.02	384	0.02
資産の部合計		1,992,930	100.00	2,001,294	100.00	1,984,215	100.00
(負債の部)							
預金	8	1,864,362	93.55	1,870,935	93.49	1,854,213	93.45
譲渡性預金		-	-	2,000	0.10	-	-
借入金	13	2,000	0.10	2,000	0.10	2,000	0.10
外国為替		2	0.00	1	0.00	3	0.00
新株予約権付社債	14	-	-	5,000	0.25	-	-
その他負債	8	4,339	0.22	4,964	0.25	3,588	0.18
賞与引当金		843	0.04	974	0.05	827	0.04
退職給付引当金		10,302	0.52	9,985	0.50	10,320	0.52
再評価に係る繰延税金負債	15	4,090	0.20	3,710	0.18	4,014	0.20
支払承諾		11,417	0.57	9,466	0.47	9,673	0.49
負債の部合計		1,897,356	95.20	1,909,039	95.39	1,884,643	94.98

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		28,812	1.45			28,812	1.45
資本剰余金		25,501	1.28			25,501	1.29
資本準備金		25,500	1.28			25,500	1.29
其他資本剰余金		0	0.00			0	0.00
自己株式処分差益		0	0.00			0	
利益剰余金		36,653	1.84			41,686	2.10
利益準備金		3,447	0.17			3,447	0.17
任意積立金		28,751	1.44			28,751	1.45
中間(当期)未処分利益		4,454	0.23			9,487	0.48
土地再評価差額金	15	954	0.05			845	0.04
其他有価証券評価差額金		4,420	0.22			3,536	0.18
自己株式		767	0.04			810	0.04
資本の部合計		95,573	4.80			99,571	5.02
負債及び資本の部合計		1,992,930	100.00			1,984,215	100.00
(純資産の部)							
資本金				37,812	1.89		
資本剰余金				27,000	1.35		
資本準備金				27,000	1.35		
其他資本剰余金				-	-		
利益剰余金				24,641	1.23		
利益準備金				3,447	0.17		
其他利益剰余金				21,193	1.06		
退職給与積立金				41			
別途積立金				4,700			
繰越利益剰余金				16,451			
自己株式				850	0.04		
株主資本合計				88,604	4.43		
其他有価証券評価差額金				3,260	0.16		
繰延ヘッジ損益				11	0.00		
土地再評価差額金	15			401	0.02		
評価・換算差額等合計				3,650	0.18		
純資産の部合計				92,255	4.61		
負債及び純資産の部合計				2,001,294	100.00		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		24,363	100.00	23,409	100.00	48,500	100.00
資金運用収益		19,287		19,003		38,948	
(うち貸出金利息)		(16,702)		(15,992)		(33,168)	
(うち有価証券利息配当 金)		(2,159)		(2,589)		(5,000)	
役務取引等収益		2,876		2,963		5,791	
その他業務収益		1,149		557		1,465	
その他経常収益		1,050		884		2,294	
経常費用		20,177	82.82	18,277	78.08	35,837	73.89
資金調達費用		699		916		1,322	
(うち預金利息)		(627)		(859)		(1,192)	
役務取引等費用		1,200		1,323		2,545	
その他業務費用		0		65		109	
営業経費	1	13,898		14,371		27,659	
その他経常費用	2	4,379		1,598		4,200	
経常利益		4,185	17.18	5,132	21.92	12,663	26.11
特別利益	3	1,309	5.38	2,484	10.61	2,194	4.52
特別損失	4、5	994	4.08	110	0.47	1,283	2.64
税引前中間(当期)純利益		4,501	18.48	7,507	32.06	13,574	27.99
法人税、住民税及び事業税	6	23	0.09	1,448	6.19	17	0.04
法人税等調整額		1,212	4.98	1,431	6.11	5,321	10.97
中間(当期)純利益		3,312	13.59	4,626	19.76	8,236	16.98
前期繰越利益		1,123				1,123	
土地再評価差額金取崩額		4				104	
退職給与積立金取崩額		22				22	
中間(当期)未処分利益		4,454				9,487	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高 （百万円）	28,812	25,500	0	25,501	3,447	51	28,700	9,487	41,686	810	95,189
中間会計期間中の変動額											
新株の発行	9,000	9,000	-	9,000	-	-	-	-	-	-	18,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	7,500	7,500	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	-	849	849	-	849
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,626	4,626	-	4,626
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,809	28,809
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-	2	2
自己株式の消却	-	-	28,767	28,767	-	-	-	-	-	28,767	-
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替	-	-	21,266	21,266	-	-	-	21,266	21,266	-	-
退職給与積立金の取崩	-	-	-	-	-	9	-	9	-	-	-
別途積立金の取崩（注）	-	-	-	-	-	-	24,000	24,000	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	443	443	-	443
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	9,000	1,500	0	1,499	-	9	24,000	6,963	17,045	39	6,585
平成18年9月30日残高 （百万円）	37,812	27,000	-	27,000	3,447	41	4,700	16,451	24,641	850	88,604

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 （百万円）	3,536		845	4,381	99,571
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	-	-	-	-	18,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	849
中間純利益	-	-	-	-	4,626
自己株式の取得	-	-	-	-	28,809
自己株式の処分	-	-	-	-	2
自己株式の消却	-	-	-	-	-
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
退職給与積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の取崩（注）	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	443
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	276	11	443	730	730
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	276	11	443	730	7,316
平成18年9月30日残高 （百万円）	3,260	11	401	3,650	92,255

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同 左	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法、時価のある株式以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は36,031百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は28,667百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額の取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は33,083百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(4) 退職給付引当金 同 左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（5,255百万円）については、厚生年金基金の代行部分返上に伴い消滅した額及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行したことに伴い消滅した額を控除した残額について、15年による按分額を費用処理しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は52百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行なう為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は-百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日）を当中間会計期間から適用しております。これにより、税引前中間純利益は876百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5号平成17年12月 9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8号平成17年12月 9日）を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 92,266百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第 1号平成14年 2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 2号平成14年 2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年 8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年 8月 9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日）を当事業年度から適用しております。これにより、税引前当期純利益は964百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間期から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 25百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,152百万円、延滞債権額は89,536百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は995百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,913百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,597百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、7,512百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 856百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,101百万円、延滞債権額は71,924百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は42百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,826百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,894百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、5,025百万円であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 856百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,485百万円、延滞債権額は81,983百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は454百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,269百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は101,192百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,500百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,219百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,254百万円 貸出金 24,432百万円 その他資産 3百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 4,730百万円 その他負債 215百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,716百万円を差し入れております。</p> <p>なお、コミットメントライン契約(極度額20,000百万円、融資未実行残高同額)に係る担保として、上記に掲げた貸出金を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,306百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、377,959百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,219百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は78百万円、繰延ヘッジ利益の総額は6百万円であります。</p>	<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,560百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,306百万円 その他資産 7百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,383百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ取引、先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,462百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,112百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、365,148百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,337百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,715百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,308百万円 貸出金 397百万円 その他資産 5百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 4,434百万円 その他負債 82百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、外国為替事務代行、業界共同システム決済、金利スワップ取引、先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,403百万円を差し入れております。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、368,065百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,518百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は35百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>11. 動産不動産の減価償却累計額 18,328百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 563百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,995百万円</p>	<p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,969百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 563百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,448百万円</p>	<p>11. 動産不動産の減価償却累計額 18,387百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 563百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>14. 新株予約権付社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,813百万円</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>																																																									
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>343百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>213百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却1,981百万円、貸倒引当金繰入額2,135百万円及び株式等償却107百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、償却債権取立益であります。</p> <p>4. 特別損失は、動産不動産処分損30百万円及び減損損失963百万円であります。</p> <p>5. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により以下の営業用資産等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額963百万円を減損損失として、特別損失に計上しております。</p> <p>稼働資産（東京都内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：営業店舗 9 か所 ・種類：建物・動産等 ・減損損失：358百万円 (うち建物：133百万円) (うち動産等：224百万円) <p>稼働資産（東京都外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：営業店舗 7 か所 ・種類：土地及び建物・動産等 ・減損損失：570百万円 (うち土地：175百万円) (うち建物：202百万円) (うち動産等：192百万円) <p>遊休資産（東京都外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な用途：遊休土地 1 か所 ・種類：土地 ・減損損失：34百万円 <p>合計：963百万円 (うち土地：209百万円) (うち建物：336百万円) (うち動産等：417百万円)</p> <p>固定資産の減損処理にあたっては、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。遊休資産については、各々単独の資産グループとして取り扱っております。また、本部、集中センター、厚生施設等は、複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため、共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込み額を控除する等により算定しております。</p> <p>6. 「法人税、住民税及び事業税」には、「未払法人税等」の取崩73百万円を含んで表示しております。</p>	建物・動産	343百万円	その他	213百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>347百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>213百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却766百万円、株式等売却損140百万円及び株式等償却351百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益は、固定資産処分益507百万円、貸倒引当金戻入益939百万円及び償却債権取立益1,037百万円であります。</p> <p>4. 特別損失は、固定資産処分損であります。</p>	建物・動産	347百万円	その他	213百万円	<p>5. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により以下の営業用資産等について、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額1,125百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>区分</td> <td>地域</td> <td>主な用途</td> <td>種類</td> <td>減損損失</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">稼働資産</td> <td rowspan="3">東京都内</td> <td rowspan="3">営業店舗 9 か所</td> <td>建物動産等</td> <td>358百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>133百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち動産等)</td> <td>224百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東京都外</td> <td rowspan="3">営業店舗 8 か所</td> <td>土地及び建物動産等</td> <td>732百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>297百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>222百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遊休資産</td> <td rowspan="2">東京都外</td> <td rowspan="2">遊休土地 1 か所</td> <td>土地</td> <td>212百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>1,125百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>(うち土地 332百万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>(うち建物 356百万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>(うち動産等 437百万円)</td> </tr> </table> <p>固定資産の減損処理にあたっては、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。遊休資産については、各々単独の資産グループとして取り扱っております。また、本部、集中センター、厚生施設等は、複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため、共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込み額を控除する等により算定しております。</p> <p>6. 「法人税、住民税及び事業税」には、「未払法人税等」の取崩73百万円を含んで表示しております。</p>	区分	地域	主な用途	種類	減損損失	稼働資産	東京都内	営業店舗 9 か所	建物動産等	358百万円	(うち建物)	133百万円	(うち動産等)	224百万円	東京都外	営業店舗 8 か所	土地及び建物動産等	732百万円	(うち土地)	297百万円	(うち建物)	222百万円	遊休資産	東京都外	遊休土地 1 か所	土地	212百万円	土地	34百万円	合計				1,125百万円					(うち土地 332百万円)					(うち建物 356百万円)					(うち動産等 437百万円)
建物・動産	343百万円																																																										
その他	213百万円																																																										
建物・動産	347百万円																																																										
その他	213百万円																																																										
区分	地域	主な用途	種類	減損損失																																																							
稼働資産	東京都内	営業店舗 9 か所	建物動産等	358百万円																																																							
			(うち建物)	133百万円																																																							
			(うち動産等)	224百万円																																																							
東京都外	営業店舗 8 か所	土地及び建物動産等	732百万円																																																								
		(うち土地)	297百万円																																																								
		(うち建物)	222百万円																																																								
遊休資産	東京都外	遊休土地 1 か所	土地	212百万円																																																							
			土地	34百万円																																																							
合計				1,125百万円																																																							
				(うち土地 332百万円)																																																							
				(うち建物 356百万円)																																																							
				(うち動産等 437百万円)																																																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,883.25	74.99	4.80	1,953.44	
種類株式	-	25,000.00	25,000.00	-	(注)
合 計	1,883.25	25,074.99	25,004.80	1,953.44	

(注) 第 種優先株式の取得及び当該株式の買入消却による変動であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																																								
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>3,067百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>156百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,223百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,915百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>56百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,971百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>119百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>123百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,032百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>96百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,128百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>540百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>802百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,343百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 90百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>317百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>310百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>123百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2.オペレーティング・リース取引</p>	動産	3,067百万円	その他	156百万円	合計	3,223百万円	動産	1,915百万円	その他	56百万円	合計	1,971百万円	動産	119百万円	その他	3百万円	合計	123百万円	動産	1,032百万円	その他	96百万円	合計	1,128百万円	1年内	540百万円	1年超	802百万円	合計	1,343百万円	支払リース料	317百万円	リース資産減損勘定の取崩額	32百万円	減価償却費相当額	310百万円	支払利息相当額	19百万円	減損損失	123百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,415百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>103百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,519百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,633百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,680百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>115百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>668百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>723百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>346百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>490百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>836百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 63百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>265百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>247百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2.オペレーティング・リース取引</p>	動産	2,415百万円	その他	103百万円	合計	2,519百万円	動産	1,633百万円	その他	46百万円	合計	1,680百万円	動産	112百万円	その他	2百万円	合計	115百万円	動産	668百万円	その他	54百万円	合計	723百万円	1年内	346百万円	1年超	490百万円	合計	836百万円	支払リース料	265百万円	リース資産減損勘定の取崩額	18百万円	減価償却費相当額	247百万円	支払利息相当額	7百万円	減損損失	百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>3,140百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,190百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,112百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,145百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>131百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>133百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>895百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>911百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>452百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>599百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,051百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の期末残高 82百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>585百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>515百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>133百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2.オペレーティング・リース取引</p>	動産	3,140百万円	その他	50百万円	合計	3,190百万円	動産	2,112百万円	その他	32百万円	合計	2,145百万円	動産	131百万円	その他	2百万円	合計	133百万円	動産	895百万円	その他	16百万円	合計	911百万円	1年内	452百万円	1年超	599百万円	合計	1,051百万円	支払リース料	585百万円	リース資産減損勘定の取崩額	50百万円	減価償却費相当額	515百万円	支払利息相当額	36百万円	減損損失	133百万円
動産	3,067百万円																																																																																																																									
その他	156百万円																																																																																																																									
合計	3,223百万円																																																																																																																									
動産	1,915百万円																																																																																																																									
その他	56百万円																																																																																																																									
合計	1,971百万円																																																																																																																									
動産	119百万円																																																																																																																									
その他	3百万円																																																																																																																									
合計	123百万円																																																																																																																									
動産	1,032百万円																																																																																																																									
その他	96百万円																																																																																																																									
合計	1,128百万円																																																																																																																									
1年内	540百万円																																																																																																																									
1年超	802百万円																																																																																																																									
合計	1,343百万円																																																																																																																									
支払リース料	317百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	32百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	310百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	19百万円																																																																																																																									
減損損失	123百万円																																																																																																																									
動産	2,415百万円																																																																																																																									
その他	103百万円																																																																																																																									
合計	2,519百万円																																																																																																																									
動産	1,633百万円																																																																																																																									
その他	46百万円																																																																																																																									
合計	1,680百万円																																																																																																																									
動産	112百万円																																																																																																																									
その他	2百万円																																																																																																																									
合計	115百万円																																																																																																																									
動産	668百万円																																																																																																																									
その他	54百万円																																																																																																																									
合計	723百万円																																																																																																																									
1年内	346百万円																																																																																																																									
1年超	490百万円																																																																																																																									
合計	836百万円																																																																																																																									
支払リース料	265百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	18百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	247百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	7百万円																																																																																																																									
減損損失	百万円																																																																																																																									
動産	3,140百万円																																																																																																																									
その他	50百万円																																																																																																																									
合計	3,190百万円																																																																																																																									
動産	2,112百万円																																																																																																																									
その他	32百万円																																																																																																																									
合計	2,145百万円																																																																																																																									
動産	131百万円																																																																																																																									
その他	2百万円																																																																																																																									
合計	133百万円																																																																																																																									
動産	895百万円																																																																																																																									
その他	16百万円																																																																																																																									
合計	911百万円																																																																																																																									
1年内	452百万円																																																																																																																									
1年超	599百万円																																																																																																																									
合計	1,051百万円																																																																																																																									
支払リース料	585百万円																																																																																																																									
リース資産減損勘定の取崩額	50百万円																																																																																																																									
減価償却費相当額	515百万円																																																																																																																									
支払利息相当額	36百万円																																																																																																																									
減損損失	133百万円																																																																																																																									

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末 (平成17年 9 月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末 (平成18年 9 月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末 (平成18年 3 月31日現在)
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第15期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書及びその添付書類
平成18年6月29日関東財務局長に提出。
第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の募集を対象とする有価証券届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成18年6月29日関東財務局長に提出。
証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号（第 種優先株式の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券届出書及びその添付書類
平成18年8月25日関東財務局長に提出。
普通株式の募集を対象とする有価証券届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月8日

株式会社八千代銀行
取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 梅津知充
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿部和彦
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社八千代銀行

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 和彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月8日

株式会社八千代銀行
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 梅津知充
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿部和彦
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社八千代銀行

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 和彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。